

長浜市告示第179号

長浜市農業経営持続・効率化支援事業補助金交付要綱（令和6年長浜市告示第156号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「農業者の高齢化や担い手の減少等の問題解決に向け、農業経営の安定、担い手の確保等に加え、遊休農地拡大の防止を図るため、効率化、省力化を推進し、中山間地域をはじめとする小規模農家の経営の持続を支援することを目的とし、これらに必要な」を「担い手の確保や持続可能な農業経営の推進及び農業における環境負荷の低減を図るため、小規模農家や集落営農組織が取り組む生産の効率化や省力化の推進に必要な人材育成並びに」に改める。

第2条中「販売農家」の次に「、農業法人に雇用されている者又は集落営農の構成員」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等	補助条件等
小規模 農業者 営農継 続支援 事業	次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に規定する水田活用直接支払交付金において麦、大豆又はそばの交付金の対象外の者	次に掲げる農業機械の購入費用 (1) トラクター（アタッチメント等関連農機具を含む。） (2) コンバイン (3) 田植機（溝切機等関連農機具を含む。） (4) その他耕作用の汎用機械	補助対象経費の10分の3以内とし、30万円を上限とする。	(1) 購入費用が30万円に満たないものは対象外とする。 (2) 1事業者当たり1回限りとする。 (3) 中古機械の導入については、販売事業者を介しての購入であり、安全上及び使用管理上問題がなく、残存耐用年数が2年以上のものであること。

	(2) 農業保険法 （昭和22年法律第185号）第3章第2款に規定する農作物共済又は同法第4章に規定する農業経営収入保険事業その他の収入補填事業の加入者 (3) 農業経営に意欲があり、導入後5年以上継続して営農し、経営面積を現状維持する見込みがある者 (4) 経営する農地に農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地（以下「農業振興地域内農用地」という。）が含まれている者			
集落営	次に掲げる要件の	次に掲げる農業機	補助対象経	(1) 更新をした農業

農等経営継続支援事業	いずれにも該当する者 (1) 農業を営む農業用機械を3人以上で共同利用する任意団体 (2) 地域計画に位置付けられている者 (3) 農業経営に意欲があり、導入後5年以上継続して営農し、経営面積を現状維持する見込みがある者	械の購入費用 (1) トラクター（アタッチメント等関連農機具を含む。） (2) コンバイン (3) 田植機（溝切機等関連農機具を含む。） (4) 乾燥調整機（計量選別機等関連機器を含む。）	費の10分の3以内とし、50万円を上限とする。	機械は3人以上で共同利用すること。 (2) 農業機械につき、1回限りとする。 (3) 購入費用が30万円に満たないものは対象外とする。 (4) 中古機械の導入については、販売事業者を介しての購入であり、安全上及び使用管理上問題がなく、残存耐用年数が2年以上のものであること。
スマート農業機械導入補助事業	次に掲げる要件のいずれかに該当する者 (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定により市が認定する認定農業者若しくは同法第14条の4の規定により市が認定する認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。） (2) 農業者3人	次に掲げるいずれかのスマート農業技術の導入に係る経費 (1) 直進アシスト装置※内蔵機械で直進アシスト装置分の経費が明確にできる場合のみ直進アシスト装置分の経費 (2) 農業用ドローン (3) ラジコン草刈り機又は除草ロボット (4) その他市長	補助対象経費の10分の3以内とし、100万円を上限とする。	(1) 1事業者当たり1回限りとする。 (2) 補助対象経費の合計が30万円に満たないものは、補助の対象としない。 (3) 年間利用料、通信料、機械登録料、受講料、保険料その他の機械本体の購入費用以外の経費及びパソコン、タブレット、スマートフォンその他農業以外に汎用性があり目的外使用ができ得るものは、補助の対象

	以上で構成される機械共同利用組合等の任意組織	が認めるもの		としない。
スマート農業設備導入補助事業	認定農業者等	A I ・ I o T機能を用いて遠隔で生産に必要な環境要素を制御できるシステムの導入に係る経費	補助対象経費の10分の3以内とし、100万円を上限とする。	(1) 1事業者当たり1回限りとし、1者1システムとする。 (2) 補助対象経費の合計が30万円に満たないものは、補助の対象としない。 (3) 年間利用料、通信料、機械登録料、受講料、保険料その他の設備本体の購入費用以外の経費及びパソコン、タブレット、スマートフォンその他農業以外に汎用性があり目的外使用ができ得るものは、補助の対象としない。
農業者育成事業	申請時の年齢が50歳未満の者	農業の基礎及び専門的な技術を習得するために必要な経費で次に掲げるもの。ただし、旅費、通信教育費並びに受講及び試験を伴わない参考図書の購入費は、補助対象外とする。	補助対象経費の10分の3以内とし、3万円を上限とする。	

		(1) 授業料及び 授業テキスト 代 (2) 資格取得に 係る受験料		
水稲無農薬栽培支援事業	有機又は無農薬で水稲栽培を行う者	抑草等により水田内の除草作業の省力化が図れると認められる機械の導入に係る経費	補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を上限とする。	中古機械の導入については、販売事業者を介しての購入であり、安全上及び使用管理上問題がなく、残存耐用年数が2年以上のものであること。

別表第2小規模農業者営農継続支援事業の項及び集落営農等経営継続支援事業の項中「営農計画書」を「営農継続計画書」に改め、同表スマート農業機械導入補助事業の項及びスマート農業設備導入補助事業の項を次のように改める。

スマート農業機械導入補助事業	(1) 5年間の営農継続計画書 (2) 見積書及びカタログ (3) 機械の共同利用に係る管理運用規定（集落営農組織に該当する場合） (4) 定款又は規約及び構成員名簿（集落営農組織に該当する場合）
スマート農業設備導入補助事業	(1) 5年間の営農継続計画書 (2) 見積書及びカタログ (3) 定款又は規約及び構成員名簿（集落営農組織に該当する場合）

別表第2に次のように加える。

農業者育成事業	(1) 研修等計画書 (2) 研修等の内容が分かる書類 (3) 農業法人等の所属がわかる書類（販売農家は除く。） (4) 住民票の写し（発行日から1か月以内のもの）
水稲無農薬栽培支援事業	(1) 5年間の営農継続計画書 (2) 見積書及びカタログ (3) 残存耐用年数を客観的に証するもの（中古機械の

	場合)
--	-----

別表第3に次のように加える。

農業者育成事業	(1) 事業報告書及び収支決算書 (2) 請求書及び領収書の写し
水稻無農薬栽培支援事業	(1) 事業報告書及び収支決算書 (2) 請求書及び領収書の写し (3) 対象機械・設備の写真

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(長浜市新規就農者支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 長浜市新規就農者支援事業補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第327号）は、廃止する。